

第 58 回 原子力安全専門委員会定例会（議事概要）

日 時：平成 31 年 1 月 10 日（木）13：30～15：50

場 所：福井県庁 10 階 1007 会議室

出席委員：中川委員長、三島委員、田島委員、西本委員、泉委員、大堀委員、
近藤委員、玉川委員

議 題：

（1）原子力発電所周辺の環境放射能調査について

・平成 30 年度 第 2 四半期（平成 30 年 7 月～9 月）報告

（2）発電所の運転および廃止措置状況について

・平成 30 年 10 月～12 月分報告

概 要：

- 原子力発電所周辺の環境放射能調査の結果、発電所の運転および廃止措置状況について、事務局より説明
- 資料については、次回の原子力環境安全管理協議会の場で配付予定

（原子力発電所周辺の環境放射能調査結果（平成 30 年度 第 2 四半期））

- ・ 県内発電所からの放射性物質の放出に起因する線量上昇は観測されなかった。
- ・ 浮遊じん放射能の連続測定の結果、いずれも天然放射能のレベルであった。
- ・ 一部の環境試料から過去の核実験フォールアウトが主要因と考えられるセシウム 137 が検出されたが、環境安全上問題となるレベルに比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・ 大気中水分、雨水および海水から発電所の通常の放射性廃棄物管理放出に伴うトリチウムが検出されたが、環境安全上問題となるレベル^{※1}と比べ、はるかに低い濃度であった。

（発電所の運転および廃止措置状況（平成 30 年 10 月～12 月））

- ・ 日本原電および関西電力は、県内に設置している原子力発電所 8 基^{※2}について、新規規制基準適合性に係る申請を行い、これまで 4 基^{※3}の審査が終了している。
- ・ また、3 基^{※4}については、原子炉設置変更および工事計画に係る許認可を受けている。
- ・ 当該期間において、安全協定に基づき報告された異常事象は、「格納容器上部遮蔽設置工事における協力会社作業員の負傷（高浜発電所 1 号機）」の 1 件であり、周辺環境への放射能の影響はない。

※ 1：発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値：年間 0.05 ミリシーベルト

※ 2：敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機

※ 3：高浜発電所 3、4 号機、大飯発電所 3、4 号機

※ 4：美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1、2 号機

（主な質疑）

Q. 線量測定が長期間に渡って欠測した場合、どのように検知するのか。

A. モニタリングポストについては、原子力災害対策指針補足参考資料において、定期

点検による欠測期間を含め、連続して 24 時間以上の欠測が想定される場合には、可搬型モニタリングポストを設置して代替測定を行うことが定められている。

Q. 遠隔監視していると思うが、欠測していることが分かるのか。

A. 機器故障等により欠測した場合、センター職員の携帯電話に自動で通知が入るシステムを構築している。

Q. 平常時モニタリング指針の改定を踏まえ、県の調査計画を見直しているとのことだが、地下水は調査対象とするのか。

A. 従来の 5 km 圏の水道水調査に加え、平成 31 年度以降は緊急時に備えたバックグラウンド調査として、UPZ 圏の浄水場等の原水調査を行うこととしている。簡易水道を含めると水道施設は相当数あるため、表流水を水源とする所や供給量の多い地下水水源を優先して調査候補地点としている。

以 上